

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年1月25日
【事業年度】	第52期（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）
【会社名】	株式会社ソフトウェア・サービス
【英訳名】	Software Service, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 宮崎 勝
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
【電話番号】	06(6350)7222(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 伊藤 純一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
【電話番号】	06(6350)7222(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 伊藤 純一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高 (千円)	-	-	-	-	20,499,889
経常利益 (千円)	-	-	-	-	3,405,754
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	-	2,347,463
包括利益 (千円)	-	-	-	-	2,336,863
純資産額 (千円)	-	-	-	-	23,228,142
総資産額 (千円)	-	-	-	-	27,374,957
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	4,272.70
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	431.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	84.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	10.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	26.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	2,490,311
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	111,872
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	489,482
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	-	6,371,549
従業員数 (名)	-	-	-	-	1,472

(注) 1. 第52期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。なお、連結子会社の企業結合日(みなし取得日)を第52期連結会計年度末日としているため、第52期連結会計年度においては連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第52期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高 (千円)	17,725,549	14,617,413	17,572,586	22,353,557	20,499,889
経常利益 (千円)	2,888,759	2,654,386	3,657,788	3,905,950	3,416,947
当期純利益 (千円)	1,913,010	1,885,428	2,531,150	2,702,743	2,355,231
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	847,400	847,400	847,400	847,400	847,400
発行済株式総数 (千株)	5,488	5,488	5,488	5,488	5,488
純資産額 (千円)	14,846,236	16,349,538	19,334,621	21,370,222	23,235,910
総資産額 (千円)	18,098,851	17,854,230	22,955,008	25,311,586	26,946,928
1株当たり純資産額 (円)	2,788.26	3,070.69	3,551.92	3,928.62	4,274.13
1株当たり配当額 (円)	75.00	75.00	125.00	90.00	85.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	359.28	354.11	474.61	496.66	433.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.0	91.6	84.2	84.4	86.2
自己資本利益率 (%)	13.6	12.1	14.2	13.3	10.6
株価収益率 (倍)	11.8	14.8	17.9	23.5	25.9
配当性向 (%)	20.9	21.2	26.3	18.1	19.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,857,220	878,919	3,878,141	3,041,744	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	82,507	542,648	474,671	7,237,676	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	373,079	400,870	402,572	678,804	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	6,421,028	6,356,429	9,357,328	4,482,592	-
従業員数 (名)	1,110	1,178	1,259	1,325	1,424
株主総利回り (%)	94.7	117.9	192.2	263.4	255.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(91.4)	(118.3)	(112.7)	(117.0)	(113.6)
最高株価 (円)	5,580	5,750	11,990	11,890	12,400
最低株価 (円)	3,620	4,090	5,130	6,770	6,210

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第50期の1株当たり配当額は、普通配当75円の他に「創業50周年記念配当」50円が含まれております。
5. 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
6. 第52期より連結財務諸表を作成しているため、第52期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1969年4月	大阪市北区曽根崎において株式会社ソフトウェア・サービスを設立
1970年4月	ミニコンによる導入型医療情報システムを開発、発売
1971年4月	3時間ドックシステムを開発、発売
1972年4月	オフコンによるセンター利用型医療情報システムを開発、発売
1978年3月	本店を大阪市北区西天満に移転
1984年9月	UNIXによる医療情報システム提供開始
1986年3月	本店を大阪府吹田市に移転
1990年4月	株式会社病院システム研究所を設立
1994年5月	調剤薬局向けWINDOWS版医療情報システムの提供開始
1994年10月	精神病院向けWINDOWS版医療情報システムの提供開始
1995年5月	一般病院向けWINDOWS版オーダリングシステム(初期バージョン)『CHITOS』(CSS Hospital Total Ordering System)の提供開始
1997年1月	WINDOWS版オーダリングシステム(旧バージョン)『NEWTONS』(New Technology Ordering Network System)の提供開始
2000年4月	WINDOWS版電子カルテシステム(旧バージョン)『e-カルテ [®] 』の提供開始
2001年10月	株式会社病院システム研究所を100%出資子会社化
2002年10月	子会社である株式会社病院システム研究所の商号を株式会社エスエスサポートに変更
2003年1月	本店を大阪市淀川区西宮原に移転
2003年8月	厚生労働省標準の電子カルテ推進委員会に参画
2004年2月	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を上場
2005年4月	『プライバシーマーク』認証取得
2008年5月	本社を大阪市淀川区宮原に移転
2009年11月	『国際規格ISO9001』認証取得
2010年6月	オーダリングシステム(現行バージョン)『NEWTONS 2』及び電子カルテシステム(現行バージョン)『新版e-カルテ [®] 』の提供開始
2012年1月	東京オフィスを開設
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
2013年11月	SS-MIXデータを利用した「診療情報開示システム」を提供開始 ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)20医療機関にて本格稼働開始
2014年8月	本店を大阪市淀川区西宮原2丁目6番1号に移転
2014年11月	株式会社オー・エム・シーと合併
2015年3月	『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)』認証取得
2016年3月	電子カルテシステム『e-カルテ [®] 』商標登録
2017年5月	沖縄ブランチを開設
2017年11月	地域包括ケアシステム『CareMill [®] (ケアミル [®])』商標登録
2018年7月	医療用画像管理システム『SeavoPACS [®] 』及び汎用画像診断システム『SeavoView [®] 』商標登録
2018年9月	九州ブランチ開設
2020年8月	ユタカインテグレーション株式会社を100%出資子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、その概況は次のとおりであります。

医療情報システムの開発・販売・導入

オーダリングシステム、電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムの開発・販売から導入を行っております。

保守サービス

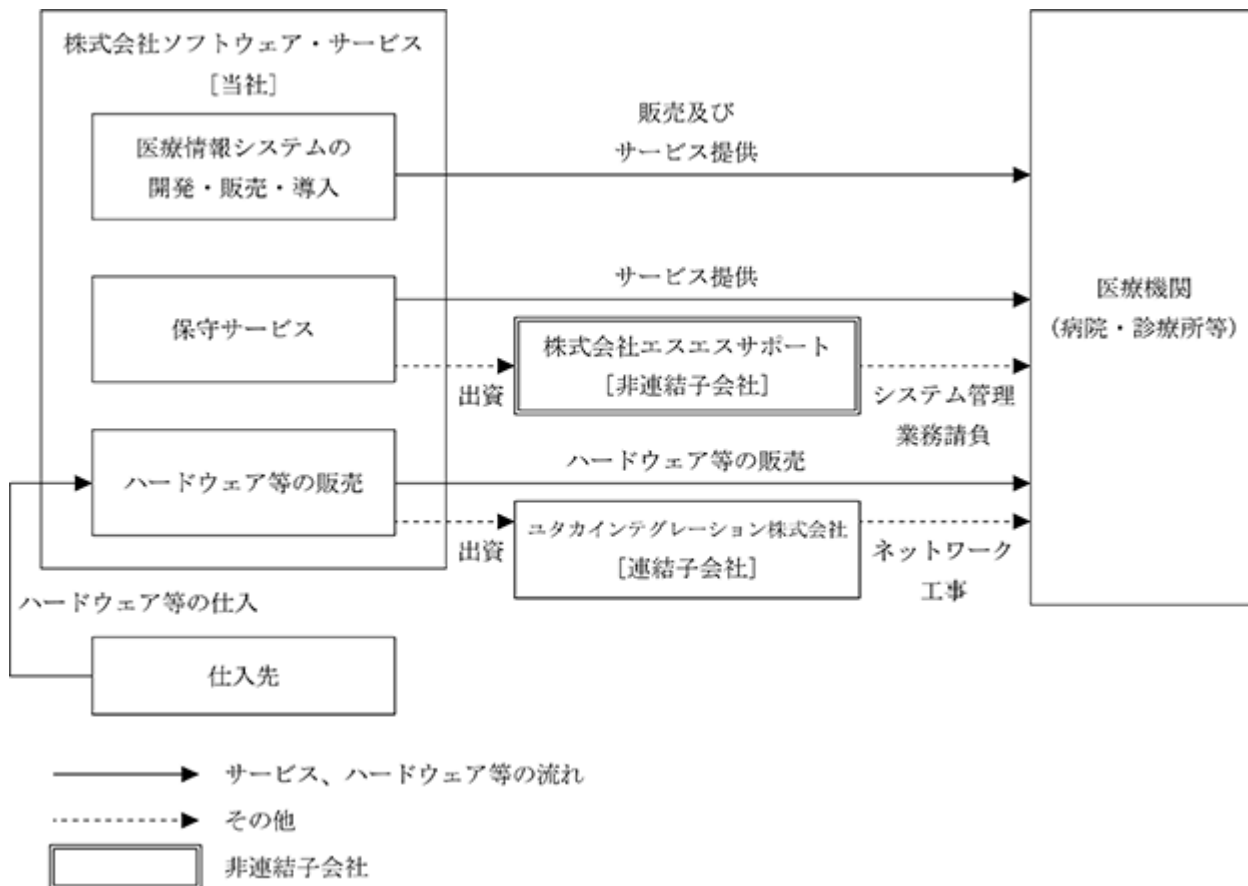
当社グループの医療情報システム導入ユーザーに対し、オンラインネットワークを利用した保守サービスを提供しております。

ハードウェア等の販売

当社グループの医療情報システム導入に伴い、必要となるサーバー等の販売を行っております。

なお、当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ユタカインテグレーション株式会社	大阪市城東区	25,000	情報機器の企 画、設計、設 置、工事、運 用、保守等	100.0	院内ネットワーク 工事の委託、役員 の兼任

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医療情報システム事業	1,472
合計	1,472

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載して
おりません。

(2) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,424	31.52	6.91	4,680

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社は全社員年俸制であります。
3. 従業員数が当事業年度において、99名増加いたしましたのは、業務拡大に伴う定期新卒及び事業年度中での
キャリア採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

経営理念

人を活かすシステムの創造で社会に貢献します。明日の健康、医療、介護を情報システムで支援いたします。

基本ポリシー

「専門特化」：健康・医療・介護分野に特化したシステムを開発し、専門性を発揮する。

「創造価値」：無から知識・技術・経験を活かした価値を自ら創造する。

「自主独立」：開発・販売・導入・保守を一貫して自社で行う。

上記、経営理念、基本ポリシーのもと、当社グループは主に医療サービスの向上を医療機関と共に考え、専門性を活かしたシステムの創造をすることで、医療と関連性の強い健康、介護分野も巻き込み、健康・医療・介護情報システムの分野で社会に貢献し続けることが使命と考えております。

(2) 経営環境

医療業界におきましては、「人生100年時代」を見据え、次世代ヘルスケア・システムの構築が国の政策目標として掲げられ、医療・介護の連携がより一層重要となっております。今年の診療報酬改定において、「地域医療・介護連携」、「医療従事者の負担軽減」及び「医者等の働き方改革の推進」が重要課題とされている中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も大きく、医療機関においては、ICT、AIやビッグデータ等を活用した新しい診療の在り方が模索されております。

さらには、2020年より発足した菅政権の主導のもと「デジタル庁」の新設を踏まえたデジタル化が推進されており、ますます医療のIT化の流れは加速していくと思われれます。また、2021年より「医療情報化支援基金」に関連し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の開始に向けた補助金を含む支援策も公表されております。

一方で、新規市場において大規模病院では概ね導入が進む中、中小規模病院における普及は依然として低く、また既に電子カルテシステムを導入している医療機関等へのリプレース市場の拡大も見込まれております。

(3) 経営戦略・目標とする経営指標

当社グループは、経営理念を実現し、社会に貢献し続けることが使命と考えております。その達成に向けて以下の3つを軸とした経営戦略のもと、成長過程にある医療情報システム市場での確固たる地位を確立し、企業価値の向上を目指してまいります。

シェアの拡大

成長過程にある医療情報システム市場においては、より多くの医療機関等へ当社システムを導入し、一定の存在感・発言力を維持することが継続的な事業拡大において重要であると考えております。2025年10月期までに1,000ユーザー以上を目標とし、継続的なユーザーの確保を進めてまいります。

保守サービスの拡充によるストック型収益の確保・拡大

保守サービス等のストック型収益を拡充することは、当社グループの市場における確固たる地位の確立につながるのみならず、短期的には経常的な収益に、中長期的には経営基盤の安定にもつながるため重要であると考えております。新規ユーザーを獲得すると同時に、既存ユーザーにも継続利用してもらうことでストック型収益の確保・拡大に取り組んでまいります。

収益力の強化

今後ますます激化する市場競争に対応し、確実かつ継続的な成長をしていくために、現状に甘んじることなく、効率的なシステム導入の実現などを通して、収益力の強化を行っていくことが企業価値の向上につながると考えております。毎年、経常利益率20%以上を努力目標値とし、収益力の強化を図ってまいります。

(4) 対処すべき課題等

製品ラインナップ拡充、品質の向上による販売強化

システムの技術、医療現場のニーズは日進月歩であり、常に成長・変化に対応し続け、毎年着実にシステム導入をすることが経営戦略上重要であると考えております。

当社グループは、主力製品である電子カルテシステムとオーダーリングシステムだけではなく、医療機関における様々な部門の業務支援を行うサブ(部門)システムの開発も行っております。また、開発・改良・機能拡充だけでなく、「地域包括ケアシステム」をはじめとする医療・介護の変化に合わせたシステムの開発・提供、ICT、AIやビッグデータ等の先進技術の研究開発も継続して行っております。このような取り組みを通じ、現場のニーズを捉え、多くの専門職の要望を満たすために、ラインナップの拡充を図り、より品質の高い製品を提供してまいります。

顧客との関係強化

変化し続けるニーズを捉え、確実に対応するためには、医療機関等の現場での情報発信及び情報収集が重要であると考えております。

システム導入後の既存ユーザーに対しても営業的フォローを継続し、より緊密な関係を構築することで、リプレイスの要望や当社システム・サービスへの新たなニーズを的確に捉え、ユーザーと共存共栄の関係構築を目指してまいります。今後、医療機関におきましては、その地域特性に合わせた病院・病床機能の役割決めや、医療・介護の連携、在宅医療の推進等、新しい医療介護の在り方や取り組みが求められるようになると考えられます。その中で、当社グループはユーザーの良きパートナーとして、システムの提供を通して医療の効率化や品質向上、地域連携の実現等をサポートしてまいります。

人材の増強及び継続的な教育

継続的にシステム・サービスの品質の向上・拡充を進めるためには、人材の増強及び継続的な教育が重要な課題であると考えております。

また、当社グループは開発から販売・導入・保守をすべて一貫して自社で行うため、人材の増強の成否が事業の拡大に大きな影響を及ぼします。継続して技術・業務知識を習得できる優秀な人材を確保するべく、新卒者の採用を中心に、適宜キャリア採用も行いながら、OJTと組み合わせた体系的な社内教育プログラムを構築することで各社員の能力向上を図ってまいります。

システム導入の効率化

今後ますます激化する市場競争に対応し、確実かつ継続的に成長していくためには、単純なシェア・事業規模の拡大だけではなく、事業の効率性の向上も重要な課題と考えております。

当社グループの主力製品である電子カルテシステムの稼働までには約4～6ヶ月間を要し、当社エンジニアがユーザーである医療機関等へ常駐し導入作業を行い、システムの稼働をもって検収するというビジネスモデルとなっております。導入作業を標準化・効率化することで、導入作業の負荷・工数削減とコストコントロールに繋げてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクに該当すると考えていない事項についても、投資家の投資判断、或いは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、その発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 事業・経営戦略に対するリスク

当社グループの事業内容について

当社グループは、経営上の基本ポリシーとして「専門特化」を掲げ、電子カルテシステム等の医療情報システムに特化した事業を行っております。電子カルテシステム等の医療情報システムは、業務効率化及び医療サービスの向上といった病院の情報化ニーズに合致したものであり、普及率は高まりつつあります。

しかし、医療の電子化のニーズはあるものの導入時期については、医療機関の予算、設備投資の優先順位、戦略に依存するところもあります。その結果、予想していた収益・シェアを獲得できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、短期間での医療情報システムへの需要要求に対応できないことによる機会損失、リプレイス市場の活発化による当社ストック型収益の損失・縮小、有力ベンダー数社間の競争激化に伴う大幅な売価引き下げの結果、予想していた収益・シェアを獲得できない場合、中長期的に当社の業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、人材の育成・拡充に努めるだけでなく、様々な製品ラインナップの拡充を図り、サービスを含めた品質の高い製品の提供を行ってまいります。また、システム導入の効率化を図り、コストコントロールや年間導入数を引き上げることで、適正売価の提供とシステムの普及に努めてまいります。同時に、既存ユーザーとの関係強化にも注力し、新たなニーズを的確に捉え、ユーザーと共存共栄の関係構築を目指し、シェアの確保に努めてまいります。

人材の確保、育成について

当社グループは、今後の事業拡大及び技術革新に対応できる「医療機関の業務に対する知識」と「ソフトウェア及びハードウェアに関する知識」を有する優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要と認識しております。しかし、これらの知識を習得するには数年の経験が必要となり、人材採用から戦力化までの計画が予定通り進まない場合、中長期的に当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの従業員の大半はシステム関連に従事する技術者であります。今後、人材育成や拡充を図る所存ですが、一挙に大量のコア技術者が社外流出し、代替要員の不在、業務引継ぎ手続きの遅延等が発生した場合にも経営目標に届かない可能性や安定した事業継続・成長を見通せない可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、積極的な採用活動を行って人材を確保し、社内外のセミナー等の教育機会を積極的に提供し、常に専門的な知識の習得やスキル向上の機会・方法を持ち続けることで優秀な人材を継続的に確保し育成することに努めております。

また、適宜ジョブローテーションを行い、急な代替要員の不在等の有事に備えられるよう人員配置を行っております。

医療情報システム製品の不備について

電子カルテシステム等の医療情報システムは、医療現場でのインフラ設備であり、患者の生命・身体に関する情報に直接関わるシステムであることから、安定性・安全性・堅牢性等への配慮が最大限必要となります。

当社グループは、品質には最大限の注意を払っておりますが、システム不備による医療事故が発生した場合、医療機関等から損害賠償請求を受け、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、専門部署である品質管理推進室を設置し、システムの見直しや体系的な品質の向上を図り、人材の育成を行うことでシステム不備の発生を回避するよう努めております。

開発・動作環境等の大幅な技術革新について

開発言語、OS等の開発環境、データベース等のバージョンアップ、生産・供給中止があった場合や、めざましい技術革新があった場合に、対応が遅れ、当社グループの製品が適切に順応できなければ、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、多種多様な協業会社から技術革新に関する情報収集を積極的に行い、早期に技術

革新の流れを捕捉できるように取り組んでおります。

(2) 事業環境に対するリスク

法的規制について

当社グループが事業展開している医療業界は公的規制、政策動向の影響を受けます。我が国における人口動態を踏まえ、医療分野においても政府は様々な政策を打ち出しております。今後も、政策変更、ガイドラインを含む法的規制、診療報酬改定等による医療制度改革の動向によっては、電子カルテ市場や当社グループの顧客である医療機関の経営方針等への影響が想定され、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、政策・法規制の変更などにより、当社グループが提供する医療情報システムの新規開発、システムの大規模な改変作業等が発生し対応が遅れる、或いは、適切に対応できない等の事態に陥れば、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、販売先である医療機関と連携して情報収集を行い、また医療や法律に関する専門的な学会にも参加する等して、法的規制や医療制度改革の動向に迅速な対応ができるよう努めております。

コンピュータ・ウィルス等の感染について

当社グループの社内ネットワークにつきましては、機器構成、規程、運用ルールを含め、万全のセキュリティ対策を行ってはいますが、コンピューターウィルス、不正アクセス等のサイバー攻撃は、日々進化し続けており、当社グループのセキュリティ対策が常に完全に機能するとは限りません。コンピューターウィルスへの感染、サイバー攻撃による社内ネットワークや業務の停止、情報漏洩等があれば、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、サーバ及び各端末に最新のホットフィックスの適用、ファイアーウォール・アンチウィルスソフトウェア・IDS/IPS（侵入検知、防御システム）等の導入により自社の感染を防ぐとともに、ユーザー病院との保守回線部分にセキュリティゲートウェイを設置する等、ユーザー病院から当社グループへの感染及び当社グループが感染源にならないシステムを構築しております。

情報漏洩について

当社グループは、業務の性格上、顧客医療機関の保有するカルテを始めとした大量の個人情報等を取り扱っており、また、顧客病院のデータをバックアップするデータセンターを運営しております。業務上アクセスを許可された一部従業員しか、これらの情報にアクセスできない環境下にあるものの、これらの情報が漏洩する危険性が考えられます。

万が一、当社グループからの情報漏洩が発生した場合には、当社グループの社会的信用は低下し、損害賠償責任が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、各データベースに対しては、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得しており、物理的な措置を含む厳重なセキュリティ、アクセス制限、データベースへのアクセス履歴を記録するセキュリティシステムの導入等により防衛策を講じております。また、「プライバシーマーク」も取得しており、全従業員の情報管理教育の強化を行い、当社グループ内部からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を行っております。

知的財産権について

当社グループは、プログラム開発を自社で行っており、「e-カルテ®」（電子カルテシステム）等、一部のシステムについては商標登録をしておりますが、それ以外の知的財産権の出願・取得を行っておりません。近年のソフトウェアに関する技術革新のスピードは早く、場合によっては第三者の知的財産権を侵害する可能性があります。これまで、当社グループは第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、前述のようにソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社グループのソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない場合も考えられます。また、当社グループ事業分野において認識していない特許等が成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止め等を受け、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、規程の整備や競合他社のサービス内容の事前調査、当社グループ内での教育に努めております。

(3) 自然災害等に対するリスク

自然災害の発生について

国内外における大規模な震災や津波、台風、洪水、疫病の発生等の自然災害が発生した際は、当該災害が発生した地域の医療機関として医療情報システムの導入より優先すべき事項がある場合には、システムの導入中止や延期が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループとしましては、大阪と東京の2か所にデータセンターを設置し、医療情報システムに関するデータが災害などで損なわれないように対処しております。

新型コロナウイルス感染拡大について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響が長期化かつ深刻化する様相となった場合には、顧客である医療機関が当感染症の対策を優先させる等の方針を重視することが想定されます。その結果として、医療情報システムの導入を中止、延期する医療機関が多数発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクについては、収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、現時点では固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。また、当社グループとしましては、お客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保と感染拡大防止を最優先に考え、引き続き検温の実施や在宅勤務及び時差出勤の活用、ソーシャルディスタンスの確保等、必要な対策を実施してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、当連結会計年度が連結財務諸表作成初年度であり、連結子会社の企業結合日（みなし取得日）を当連結会計年度末日としているため、当連結会計年度においては連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておらず、また前年同期との比較は行っておりません。

（1）経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の停滞に加え、米中貿易摩擦の長期化やイギリスのEU脱退等、混迷を極める状況で推移しました。

当社グループが属する医療業界におきましては、令和2年度診療報酬改定が実施され、引き続き、「人生100年時代」「健康寿命の延伸」を基本方針に据え、医療の機能分化・強化、住み慣れた地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築も実現に向けて推進されてきました。また、医療従事者の負担軽減や医師等の働き方改革の推進が重要課題とされ、医療機関に限らず幅広い分野での連携、業務の効率化がより求められております。これらを実現するには、基盤となる医療情報システムが必要不可欠であり、今後も更なる普及が期待されます。一方で、新型コロナウイルス感染症に起因する医療機関の経営は厳しさを増しており、いったん設備投資を先送りする傾向も見られました。

医療情報システム市場におきましては、大規模病院で一定数の導入が進んだ中、中小病院での導入も進み、普及率が年々高まってきております。また、既に医療情報システムを導入している医療機関等でのリプレイス市場も活発化しており、引き続き医療情報システム市場における有力ベンダー数社間の競争は激しさを増しております。

このような事業環境の下、当社グループは電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの開発・販売・導入・保守を中心に事業展開し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、従来より協業会社であったユタカインテグレーション株式会社の全株式を取得いたしました。ユタカインテグレーション株式会社は、ネットワークソリューション事業やコンピュータ設備施工・保守サービス事業を行っている会社であり、当社との連携により、医療情報システム業界における経営基盤の更なる拡充を図ってまいります。

このような状況の下で、今期の売上高につきましては、上期においては大型案件の導入もあり堅調に推移しておりましたが、下期においては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から医療機関が設備投資を先送りする傾向が強まり、受注が減少したことに加え、いったん翌期以降へ稼働を繰越す案件も発生したことから、前期に比べ減少となりました。

この結果、売上高は20,499百万円、受注高は14,645百万円、受注残高は5,274百万円となり、利益面におきましては営業利益3,352百万円、経常利益3,405百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,347百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、6,371百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、2,490百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益3,392百万円、減価償却費248百万円、売上債権減少額159百万円、たな卸資産増加額273百万円、仕入債務増加額84百万円、前受金減少額25百万円、利息及び配当金の受取額33百万円、法人税等の支払額1,109百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、111百万円となりました。これは主に、有価証券の償還による収入997百万円、有形固定資産の取得による支出1,178百万円、定期預金の預入による支出100百万円、定期預金の払戻による収入100百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入69百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、489百万円となりました。これは主に、配当金の支払額489百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. ハードウェア仕入実績

当連結会計年度のハードウェアの仕入実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期増減率(%)
ハードウェア	7,322,781	-
合計	7,322,781	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)			
	受注高(千円)	前年同期増減率 (%)	受注残高(千円)	前年同期増減率 (%)
ソフトウェア	6,431,037	-	2,250,839	-
ハードウェア	8,214,264	-	3,023,682	-
合計	14,645,301	-	5,274,521	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績について、当社グループは単一セグメントとしているため、種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
	販売高(千円)	前年同期増減率(%)
ソフトウェア	6,278,967	-
ハードウェア	8,199,676	-
保守サービス	6,021,246	-
合計	20,499,889	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、27,374百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金6,497百万円、受取手形及び売掛金3,111百万円、たな卸資産977百万円及び有形固定資産15,514百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、4,146百万円となりました。主な内訳は、支払手形及び買掛金2,426百万円、未払金314百万円、未払法人税等483百万円、未払消費税等338百万円及び前受金233百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、23,228百万円となりました。主な内訳は、資本金847百万円、資本剰余金1,916百万円、利益剰余金20,488百万円であります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、20,499百万円となっております。種類別の内訳は、ソフトウェアが6,278百万円、ハードウェアが8,199百万円、保守サービスが6,021百万円となっております。

(売上総利益)

売上総利益は、売上高20,499百万円、ソフトウェア売上原価8,242百万円、ハードウェア売上原価7,106百万円により、5,150百万円となっております。

(営業利益、経常利益)

営業利益は、売上総利益5,150百万円、販売費及び一般管理費1,798百万円により、3,352百万円となりました。これを受けて経常利益は、3,405百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

上記の結果、税金等調整前当期純利益は、3,392百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税が989百万円、法人税等調整額が55百万円により、2,347百万円となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資家の投資判断、或いは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、リスクの発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、詳細につきましては、「第2事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、労務費、仕入、製造経費、販売費及び一般管理費のほか、配当金や法人税等の支払いになります。このほか、会社の成長に必要な設備投資等を含め、全てを自己資金でまかなうことを原則としております。

当社グループの当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

e. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

目標とする経営指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営戦略・目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

当連結会計年度では、709ユーザー（前年同期比37ユーザー増加）、売上高20,499百万円、売上高経常利益率16.6%となりました。

当社グループの今後の戦略といたしましては、引き続き市場シェアを拡大しつつ、収益基盤の強化を追求いたします。さらに、品質管理を専門とする部署を明確にし、システム品質及びサービス品質の更なる向上を図ることで、より一層の顧客満足度向上及び当社グループの成長を目指してまいります。

以上の取り組みを通じ、新規ユーザーや地域有力グループ病院を積極的に深耕すると同時に、既存ユーザーにも継続して利用していただき、自社開発のソフトウェア売上やストック型収益の拡大に取り組むとともに、業務の効率化等のコストコントロールにも傾注することで安定した経営を目指してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(工事請負契約)

当社グループは、新東京支社建設に関する工事請負契約を締結いたしました。

(1) 契約締結の理由

今後の業容拡大のため新東京支社を建設し、その工事請負契約を締結するものであります。

(2) 契約締結の内容

資産の概要及び所在地	取得金額
建物 東京都大田区	5,787,100千円

(3) 取得の日程

(1)取締役会決議日	2020年7月22日
(2)契約締結日	2020年7月31日
(3)物件引渡日	2022年5月25日(予定)

(4) 当該建物が事業活動に及ぼす重要な影響

当該建物の取得は2022年10月期となる見通しのため、当期の業績に与える影響は軽微であります。

(株式取得による企業等の買収)

当社は、2020年6月22日開催の取締役会決議に基づき、ユタカインテグレーション株式会社との間で、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年8月1日付でユタカインテグレーション株式会社を子会社化いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

当社グループは主力製品である電子カルテシステムとオーダリングシステムだけでなく、医療機関における様々な部門の業務支援を行うサブ(部門)システム、医療及び介護を巻き込んだ地域連携を見据えたシステム開発を進めております。また、ICT、AIやビッグデータ等の先進技術に対応するべく、研究開発も継続して行っております。

このような中、当連結会計年度の研究開発費の総額は、458百万円となりました。

なお、当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、1,192百万円の設備投資を行いました。その主なものは、新東京支社の建設費等にかかるものであります。

なお、当連結会計年度においては重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は本店ビル、東京オフィス、九州ランチ及び沖縄ランチにて事業を行っております。

当連結会計年度末現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

なお、当社グループは医療情報システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本店ビル (大阪府大阪市淀川区)	本社	2,176,061	146,928	2,085,969 (3,305.79)	4,408,960	1,376
東京オフィス (東京都港区)	事務所	1,882	4,708	- (-)	6,591	33
九州ランチ (熊本県熊本市中央区)	事務所	-	351	- (-)	351	4
沖縄ランチ (沖縄県那覇市)	事務所	1,178	357	- (-)	1,536	11
社員寮 (大阪府大阪市淀川区)	寮	396,351	4,923	267,573 (663.81)	668,848	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であります。

3. 東京オフィス、九州ランチ及び沖縄ランチは賃借しており、年間賃借料は42,627千円であります。

(2) 国内子会社

ユタカインテグレーション株式会社

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
		建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		合計
本社ビル (大阪府大阪市城東区)	本社	8,841	1,370	6,939	44,588 (147.84)	61,740	35

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
株式会社 ソフトウェア・ サービス	新東京支社 (仮称) (東京都大田区)	土地及び 建物	16,000,000	10,319,025	自己資金	2020年10月	2022年5月

(注) 上記金額には消費税等は含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,952,000
計	21,952,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年1月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,488,000	5,488,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	5,488,000	5,488,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2004年2月20日 (注)	600,000	5,488,000	497,400	847,400	757,800	1,010,800

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行株数 600,000株
発行価格 2,250円
資本組入額 829円
払込金総額 1,255,200千円

(5)【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	13	14	98	3	1,778	1,914	-
所有株式数 (単元)	-	1,741	319	15,279	12,717	17	24,752	54,825	5,500
所有株式数の 割合(%)	-	3.17	0.58	27.87	23.20	0.03	45.15	100.00	-

(注) 自己株式51,590株は「個人その他」に515単元、及び「単元未満株式の状況」に90株が含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
宮崎 勝	京都府京都市北区	1,600,000	29.43
公益財団法人夢&環境等支援 宮崎記念基金	大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7-38	800,000	14.72
シップヘルスケアホールディングス 株式会社	大阪府吹田市春日3丁目20-8	560,000	10.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	348,300	6.41
BNYM AS AGT/CLTS 10PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	346,009	6.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	184,000	3.38
株式会社東計電算	神奈川県川崎市中原区市ノ坪150	129,400	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2丁目15-1)	86,400	1.59
津野 紀代志	大阪府大阪市北区	60,130	1.11
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	51,800	0.95
計	-	4,166,039	76.63

(注) 上記のほか、自己株式が51,590株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,431,000	54,310	-
単元未満株式	普通株式 5,500	-	-
発行済株式総数	5,488,000	-	-
総株主の議決権	-	54,310	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

2020年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社 ソフトウェア・サービス	大阪市淀川区西宮原 二丁目6番1号	51,500	-	51,500	0.94
計	-	51,500	-	51,500	0.94

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31	317,750
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2021年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,190	-
当期間における取得自己株式	400	-

(注) 1. 当社の従業員及び当社の子会社の従業員に対し譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです。

2. 当期間における取得自己株式数には、2021年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの普通株式の無償取得したものによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分)	1,000	10,940,000	-	-
保有自己株式数	51,590	-	-	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2021年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 当事業年度におけるその他(譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分)は、2020年2月21日に実施した当社の役員を対象とした譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分によるものであります。

3【配当政策】

当社は、各事業年度の経営成績と将来の事業展開を総合的に勘案し、企業基盤と財務体質の充実・強化を図り、株主への安定的かつ収益状況に応じた利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置付けております。

そのため、当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

上記の方針のもと、第52期の利益還元策として、1株当たりの配当を85円といたしました。この結果、第52期の配当性向は19.6%となりました。

内部留保資金につきましては、今後の経営体質の一層の充実、並びに将来の事業規模の拡大に備える所存であり、これは将来における利益と株主への利益還元に貢献するものと考えております。今後も、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、業績の状況に応じて株主への利益還元を高めていくよう努力してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年1月22日 定時株主総会決議	462,094	85

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人を活かすシステムの創造で社会に貢献する」「明日の健康、医療、介護を情報システムで支援する」を企業理念にしております。

この理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を努めていくことが重要な経営課題と考えております。

今後も、経営チェック機能の強化、内部統制・コンプライアンス体制の充実を図り、経営の透明化と健全性の確保に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社です。

取締役会は、取締役6名で構成され、原則毎月1回開催しております。代表取締役会長を議長として、迅速な意思決定を行うために重要事項はすべて審議・決定するとともに、各取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督を行っております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催しております。常勤監査役を議長として、取締役の業務執行に関し、適法性・妥当性の観点から監査を行い、取締役会の監督機能をより一層強化しております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各々の豊富な経験、高度の専門知識等に基づく指摘・助言等を行っております。また、当社の業務の執行に関する適法性・妥当性を監査し、会計監査人、内部監査室等とも連携を図るために随時意見交換・情報交換を行い連携しております。

内部監査室は、代表取締役直轄組織として3名で構成され、内部統制の整備・運用状況等をチェックし、その結果を代表取締役に報告を行い、また、監査役会及び会計監査人と連携を図りながら、内部監査機能を担っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。

(1)取締役会

構成員：代表取締役会長 宮崎 勝、取締役社長 大谷 明広、取締役 伊藤 純一郎、
取締役 松本 泰明、取締役 田村 光、取締役 菅野 真弘の合計6名

(2)監査役会

構成員：常勤社外監査役 中村 篤人、社内監査役 津野 紀代志、社外監査役 前川 宗夫の合計3名

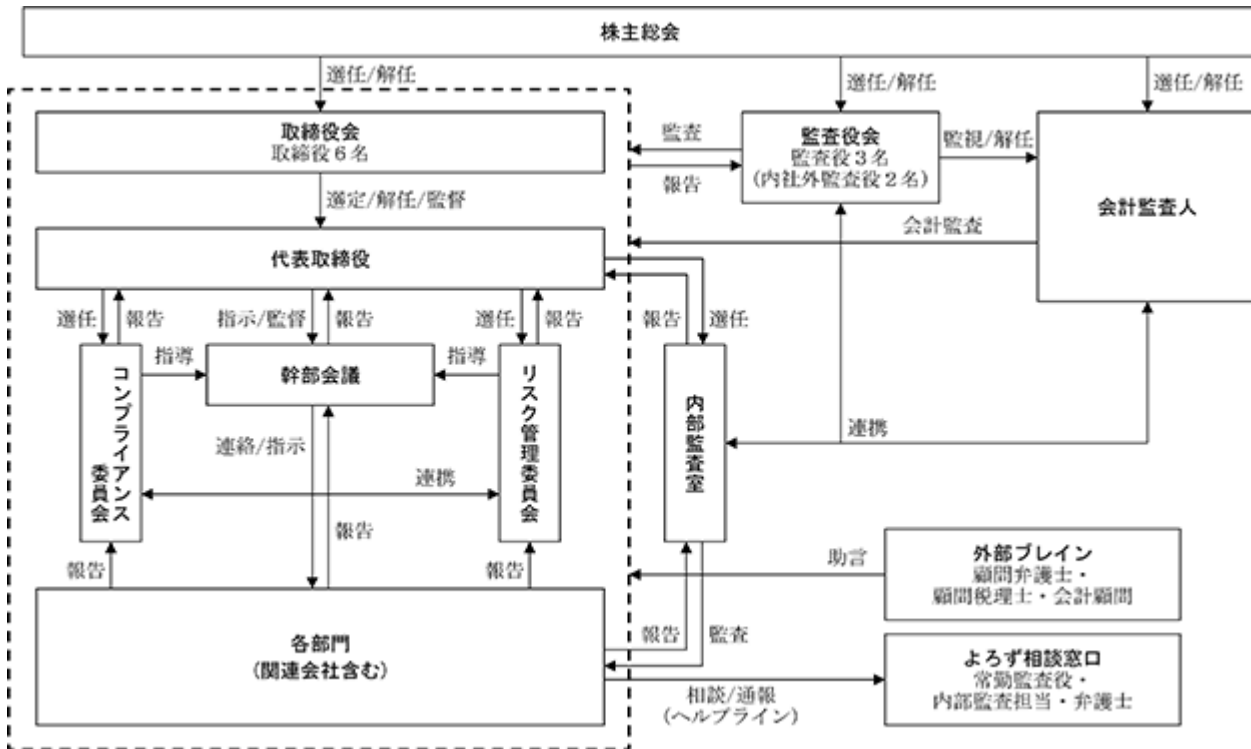
(3)内部監査室

構成員：内部監査室長、以下社員2名の合計3名

なお、当社の機関及び内部統制の体制は下図のとおりであります。

[当社コーポレート・ガバナンス体制の概要]

2021年1月25日現在



2. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名が独立性のある社外監査役で構成されております。当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役を含めた監査役が取締役会及びその他の重要な会議に出席することになっていることや、監査役会が取締役会との定期会合その他情報交換、稟議書・報告書等を閲覧することで、監査役に十分な経営監視機能を持たせ、経営の透明化と健全性を確保できると判断しております。

また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として置き、内部統制の整備・運用状況等のチェックなどで監査役会と連携を図ることで監査機能をさらに強化しております。

以上のような企業統治の体制により当社の業務の適正性が担保されていると考え、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

4．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 代表取締役は、経営管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
- (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

5．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 代表取締役は、内部監査室長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

6．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括する。経営管理部長は、関係会社に対し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。その毎月の関連会社の職務執行のモニタリング及び取締役会への報告等により、関係会社の損失の危険の管理体制、業務の適正かつ効率的な運用、関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）

- (1) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）

- (1) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- (4) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう規程を整備する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務を執行するにあたり要する費用については原則会社が負担するものとする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- (1) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに適切かつ迅速に対応できるよう全社的なリスク管理体制を構築しております。代表取締役は内部監査室長をリスク管理に関する総括責任者として任命し、リスク管理委員会の維持及び整備を行っております。リスク管理委員会は、当社を取り巻く環境、財務、法務、情報等に係る事業上のリスクを統括し、各部門と連携してリスク管理に努めております。

また、リスクマネジメントの基礎は人材教育と考え、社内体制の整備と同時に、社員教育等の充実を図っております。

(c)子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記の「内部統制システムの整備の状況」に記載された「当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」を整備しております。

(d)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(e)取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

(f)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めております。

(g)取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。」旨定款に定めております。これは、自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な事務手続きの遂行を図ることを目的とするものであります。

(2) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものであります。

(h)株主総会の特別決議要件

該当事項はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	宮崎 勝	1939年1月27日生	1963年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1969年4月 当社設立とともに代表取締役社長 2019年1月 代表取締役会長(現任)	(注) 3	1,600,000
取締役社長	大谷 明広	1964年11月13日生	1987年4月 システム技研株式会社入社 2002年10月 当社入社 2007年5月 技術営業部長 2007年7月 取締役・技術営業部長 2010年7月 取締役・技術営業部長 兼 顧客支援部長 2012年11月 取締役 2013年1月 常務取締役 2015年1月 専務取締役 2019年1月 取締役社長(現任) 2020年8月 ユタカインテグレーション株式会社代表取締役社長(現任)	(注) 3	10,250
取締役 経営管理部長	伊藤 純一郎	1968年8月5日生	1991年4月 株式会社大和銀行入行 2001年4月 独立行政法人雇用・能力開発機構入社 2008年11月 当社入社 2010年7月 経営管理部長 2012年1月 取締役・経営管理部長 2012年11月 取締役・経営管理部長 兼 人財部長 2015年2月 取締役・経営管理部長(現任) 2020年8月 ユタカインテグレーション株式会社取締役(現任)	(注) 3	7,440
取締役 技術営業部長	松本 泰明	1970年4月30日生	1993年4月 オムロン株式会社入社 2002年10月 当社入社 2006年9月 株式会社コムズ・ブレイン入社 2009年12月 当社入社 2012年11月 技術営業部長 2014年8月 技術営業部長 兼 新規導入部長 2015年11月 技術営業部長 2019年1月 取締役・技術営業部長(現任)	(注) 3	335
取締役 顧客支援部長	田村 光	1973年7月17日生	1998年4月 株式会社オフテクス入社 2002年10月 当社入社 2012年11月 顧客支援部長 2019年1月 取締役・顧客支援部長 2019年11月 取締役・顧客支援部長 兼 品質管理推進室長 2020年4月 取締役・顧客支援部長(現任)	(注) 3	135
取締役 第一システム部長 兼 インフラソリューション部長	菅野 真弘	1978年11月4日生	2001年3月 当社入社 2014年8月 基幹システム部長 2015年11月 基幹第一システム部長 2016年11月 システムソリューション部長 2017年11月 第一システム部長 2018年11月 第一システム部長 兼 インフラソリューション部長 2019年1月 取締役・第一システム部長 兼 インフラソリューション部長(現任)	(注) 3	5,535

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	中村 篤人	1961年 1月10日生	1983年 4月 システム技研株式会社入社 1993年 3月 小林記録紙株式会社入社 2013年12月 当社常勤顧問 2014年 1月 当社常勤監査役(現任) 2020年 8月 ユタカインテグレーション株式 会社監査役(現任)	(注) 4	130
監査役	津野 紀代志	1940年 3月 1日生	1962年 4月 スタラパー工業株式会社入 社 1964年 4月 公認会計士近松正雄事務所入 所 1969年 4月 監査法人中央会計事務所入所 1972年 4月 津野紀代志公認会計事務所設 立(所長現任) 1973年 6月 当社取締役 1977年 6月 当社監査役 1980年 4月 税理士登録 2000年 6月 協同組合関西ブレインコン ソーシアム設立(理事長現任) 2001年 7月 当社監査役退任 2002年10月 当社監査役(現任) 2010年 9月 税理士法人津野・倉本会計事 務所設立(代表現任)	(注) 5	60,130
監査役	前川 宗夫	1948年 2月12日生	1974年 4月 大阪弁護士会弁護士登録 1980年 3月 大阪梅田法律事務所開設 (パートナー現任) 2002年 7月 当社監査役(現任)	(注) 6	20,130
計					1,704,085

(注) 1. 監査役 中村篤人、前川宗夫は、社外監査役であります。

2. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
松尾 吉洋	1972年 2月17日生	2000年10月 大阪弁護士会弁護士登録 大阪梅田法律事務所入所(現任)	-

3. 2020年10月期に係る定時株主総会終結の時から2021年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2017年10月期に係る定時株主総会終結の時から2021年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年10月期に係る定時株主総会終結の時から2023年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2020年10月期に係る定時株主総会終結の時から2024年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

(a) 社外監査役について

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち、社外監査役が2名おります。当社において、社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段定めておりませんが、取締役の法令順守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

社外監査役である2名は、出席する各会議体において、各々の豊富な経験、高度の専門知識等に基づく指摘・助言を行い、当社の企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」に寄与いたします。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、独立かつ客観的見地からの経営監視の役割を担っております。監査役による経営の監視機能という面で十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

氏名	略歴	当該社外監査役を選任している理由
前川 宗夫	1974年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1980年3月 大阪梅田法律事務所開設（パートナー現任） 2002年7月 当社監査役（現任）	会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識と豊富な経験があり、また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
中村 篤人	1983年4月 システム技研株式会社入社 1993年3月 小林記録紙株式会社入社 2013年12月 当社常勤顧問 2014年1月 当社常勤監査役（現任） 2020年8月 ユタカインテグレーション株式会社監査役（現任）	会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる医療業界に関する豊富な経験と専門的な知識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 社外監査役前川宗夫氏は当社の株式20,130株、社外監査役中村篤人氏は当社の株式130株を保有しております。
2. 社外監査役前川宗夫氏は、当社と顧問契約を締結している大阪梅田法律事務所の弁護士ですが、当社が当事務所に支払う顧問報酬は、過去3年間のいずれの事業年度において年間500万円未満であり、双方において大きな影響を与える取引関係にありません。それ以外には当社との人的関係、取引関係その他特別な利害関係はありません。社外監査役中村篤人氏は、当社の連結子会社であるユタカインテグレーション株式会社の監査役であります。それ以外には当社との人的関係、取引関係その他特別な利害関係はありません。

(b) 社外取締役について

当社といたしましては、ガバナンス体制の強化の観点から社外取締役を置くことの有用性は認識しておりますが、社外監査役2名を含む3名の監査役による牽制機能が有効に機能しており、また、現場を熟知した取締役の相互監視による実効性のある監督が行われております。

そのような中、当社を取り巻く環境及び業界に精通していない社外取締役を選任することは、迅速かつ確かな意思決定の欠如並びに費用対効果の観点から適切とは考えておりません。ただ、当社といたしましても、社外取締役の有用性については認識しております。引き続き社外取締役の選任には最適な人物の確保に向けて検討してまいります。

社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、内部監査室、監査役及び会計監査人との連携が不可欠であると考えており、内部監査室、監査役及び会計監査人と、以下のように相互連携しております。

監査役監査については、月1回の取締役会及び監査役会へ出席するほか、代表取締役との定期的会合その他情報交換、稟議書・報告書等の閲覧などにより、各取締役の職務執行を監査しております。その監査結果は代表取締役及び各監査役に報告するようになっており、必要に応じて内部監査室との随時意見交換・情報交換も行っております。内部監査については、年度監査計画に基づいて、連携し監査を実施しており、また、定期的に各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することがないように内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に報告するようになっており、随時意見交換・情報交換を行っております。会計監査人については、会計面のコンプライアンスの充実を図るために、相互に監査計画及び監査結果の報告等の他、随時意見交換・情報交換を行い連携を高めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会については、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成しております。監査役監査については、社外常勤監査役が中心となり、月1回の取締役会及び監査役会へ出席するほか、代表取締役との定期的会合その他情報交換、稟議書・報告書等の閲覧などにより、各取締役の職務執行を監査しております。その監査結果は代表取締役及び各監査役に報告するようになっており、必要に応じて内部監査室との随時意見交換・情報交換も行っております。

当事業年度においては、監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	出席回数
中村 篤人	12回
津野 紀代志	12回
前川 宗夫	12回

監査役会においては、内部統制システムの整備・運用状況、監査計画・監査業務分担、各監査役の報酬配分の決定、会計監査人の評価・報酬の妥当性などを主な検討事項として審議しております。

また、常勤監査役の主な活動としては、監査役会の議長を務めるとともに、取締役会や各部門における重要会議への出席、重要書類の閲覧結果や取締役及び従業員の業務執行の状況を監査役会に報告し、社外監査役から中立的・客観的な意見を求めています。

なお、社外常勤監査役中村篤人氏は、長年にわたる医療業界における豊富な経験を有しており、専門的な知識を有しております。また、監査役津野紀代志氏は、公認会計士の資格を有しております。

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役直属に内部監査室を設置し、3名体制としております。内部監査室は年度監査計画に基づいて、監査役と連携し監査を実施しており、また、定期的に各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することがないように監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に報告するようになっており、随時意見交換・情報交換を行っております。

会計監査の状況

(a)監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b)継続監査期間

2004年以降

(c)業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：目細 実 千崎 育利

(d)監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 9名、その他 6名

(e)監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査役協会の「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に当社の選定基準、評価基準を策定しており、会計監査人の監査品質、監査体制、独立性等について確認を行い、会計監査の継続性及び監査報酬等を勘案して選定しております。

(f)監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査の評価及び選定基準に基づき評価を行った結果、解任または不再任に相当する事項はなく、かつ、会計監査は相当であると認めております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	20,500	-
連結子会社	-	-
計	20,500	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

特段定めておりませんが、会計監査人の監査計画、監査内容、監査日数等を考慮し、当社監査役会による同意の上、監査報酬を決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の業務状況及び報酬の見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a)基本方針

当社の役員報酬につきましては、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準で支給することを基本方針としています。

また役員の報酬等は、毎月定額で支給される基本報酬と中長期的なインセンティブとなるよう5年の譲渡制限期間を設けている譲渡制限付き株式による株式報酬から構成されております。基本報酬は、前年度の会社業績、業績貢献度、責任等を総合的に勘案し、決定しております。

なお、当社では具体的な経営指標を指標として算定される業績連動報酬は採用しておりません。

役員の報酬等に関しては、下記株主総会の決議内容に基づき、報酬限度額の範囲内で各役員への配分を決定しております。

(b)株主総会の決議内容（役員の報酬等の限度額）

- ・取締役の報酬の限度額
2001年7月25日開催 第32回定時株主総会決議 年額100,000千円以内（当該株主総会終結時の員数6名）
- ・取締役に対する譲渡制限付株式報酬額
2019年1月25日開催 第50回定時株主総会決議 年額20,000千円以内 年2,000株以内
譲渡制限期間5年間（当該株主総会終結時の員数6名）
- ・監査役の報酬の限度額
2003年7月28日開催 第34回定時株主総会決議 年額40,000千円以内（当該株主総会終結時の員数3名）
- ・監査役に対する譲渡制限付株式報酬額
2019年1月25日開催 第50回定時株主総会決議 年額10,000千円以内 年1,000株以内
譲渡制限期間5年間（当該株主総会終結時の員数3名）

(c)報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定機関と手順

取締役の報酬等に関しては、役員報酬の内規を踏まえ、会社業績、各個人の業績貢献度、責任等を総合的に勘案した個別報酬原案の作成を代表取締役に一任し、その原案をもとに社外監査役も出席する取締役会で協議し、社外監査役の提言も十分に尊重し、各個別の報酬額を決議しております。

また当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動については、次のとおりであります。

- ・2020年1月24日 各取締役に対する報酬額について

監査役の報酬等に関しては、役員報酬の内規を踏まえ、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として、十分かつ適正な水準を監査役会にて協議し、各個別の報酬額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	72,964	70,800	2,164	6
監査役 (社外監査役を除く)	16,904	16,200	704	1
社外役員	13,069	12,600	469	2

(注) 上記の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当事業年度末時点で保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりませんが、当該株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断する方針としております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)は、当連結会計年度中に株式を取得したことによる子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、専門的知識の蓄積や情報収集に努め、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2020年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,497,163
受取手形及び売掛金	3,111,971
商品	537,137
仕掛品	440,076
前払費用	226,204
その他	74,171
貸倒引当金	3,087
流動資産合計	10,883,637
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	¹ 4,573,457
減価償却累計額	1,974,467
建物及び構築物(純額)	2,598,990
機械及び装置	2,900
減価償却累計額	1,529
機械及び装置(純額)	1,370
工具、器具及び備品	840,132
減価償却累計額	675,907
工具、器具及び備品(純額)	164,225
土地	11,573,634
建設仮勘定	1,176,000
有形固定資産合計	15,514,220
無形固定資産	30,410
投資その他の資産	
投資有価証券	² 185,731
長期貸付金	23,019
長期前払費用	302,378
繰延税金資産	348,819
その他	86,740
投資その他の資産合計	946,688
固定資産合計	16,491,319
資産合計	27,374,957

(単位：千円)

当連結会計年度
(2020年10月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	2,426,279
短期借入金	70,000
未払金	314,798
未払費用	79,244
未払法人税等	483,172
未払消費税等	338,346
前受金	233,126
預り金	124,116
その他	1,817
流動負債合計	4,070,900
固定負債	
退職給付に係る負債	75,914
固定負債合計	75,914
負債合計	4,146,815
純資産の部	
株主資本	
資本金	847,400
資本剰余金	1,916,827
利益剰余金	20,488,461
自己株式	73,924
株主資本合計	23,178,764
その他の包括利益累計額	
その他の有価証券評価差額金	49,378
その他の包括利益累計額合計	49,378
純資産合計	23,228,142
負債純資産合計	27,374,957

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
売上高		20,499,889
売上原価	2	15,349,625
売上総利益		5,150,264
販売費及び一般管理費	1, 2	1,798,077
営業利益		3,352,187
営業外収益		
受取利息		488
有価証券利息		1,135
受取配当金		32,546
受取事務手数料		9,490
受取賃貸料		24,929
その他		2,084
営業外収益合計		70,675
営業外費用		
譲渡制限付株式関連費用		16,237
雑損失		870
営業外費用合計		17,108
経常利益		3,405,754
特別損失		
固定資産売却損	3	13,320
特別損失合計		13,320
税金等調整前当期純利益		3,392,433
法人税、住民税及び事業税		989,784
法人税等調整額		55,185
法人税等合計		1,044,970
当期純利益		2,347,463
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		2,347,463

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年11月1日
至 2020年10月31日)

当期純利益	2,347,463
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10,599
その他の包括利益合計	10,599
包括利益	2,336,863
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,336,863
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847,400	1,907,391	18,630,564	75,111	21,310,245
当期変動額					
剰余金の配当			489,566		489,566
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,347,463		2,347,463
自己株式の取得				317	317
自己株式の処分		9,436		1,504	10,940
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	9,436	1,857,896	1,186	1,868,518
当期末残高	847,400	1,916,827	20,488,461	73,924	23,178,764

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	59,977	59,977	21,370,222
当期変動額			
剰余金の配当			489,566
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,347,463
自己株式の取得			317
自己株式の処分			10,940
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,599	10,599	10,599
当期変動額合計	10,599	10,599	1,857,919
当期末残高	49,378	49,378	23,228,142

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年11月1日
至 2020年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	3,392,433
減価償却費	248,470
のれん償却額	8,190
貸倒引当金の増減額(は減少)	164
受取利息及び受取配当金	34,171
固定資産売却損	13,320
売上債権の増減額(は増加)	159,889
たな卸資産の増減額(は増加)	273,912
仕入債務の増減額(は減少)	84,437
未払消費税等の増減額(は減少)	90,919
前受金の増減額(は減少)	25,742
その他の流動負債の増減額(は減少)	247,564
その他	149,650
小計	3,565,757
利息及び配当金の受取額	33,759
法人税等の支払額	1,109,205
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,490,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	997,140
有形固定資産の取得による支出	1,178,677
有形固定資産の売却による収入	4,954
無形固定資産の取得による支出	3,110
定期預金の預入による支出	100,000
定期預金の払戻による収入	100,000
投資有価証券の取得による支出	2,156
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	² 69,700
その他	277
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	317
配当金の支払額	489,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	489,482
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,888,956
現金及び現金同等物の期首残高	4,482,592
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 6,371,549

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 ユタカインテグレーション株式会社

2020年8月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称 株式会社エスエスサポート

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

主要な会社等の名称 株式会社エスエスサポート

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法)

b 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、借地権については契約期間に基づく定額法によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約

進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の受注契約

検収基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、重要性のないものについては、発生時に一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当社グループは、当該会計基準等を2021年11月1日に開始する連結会計年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

当社グループは、当該会計基準等を2021年11月1日に開始する連結会計年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

当社グループは、当該会計基準等を2020年11月1日に開始する連結会計年度の期末から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

当社グループは、当該会計基準等を2020年11月1日に開始する連結会計年度の期末から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与えております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、現時点では固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 圧縮記帳額

当連結会計年度(2020年10月31日)

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物9,806千円であります。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
投資有価証券(株式)	20,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
従業員給与	745,217千円
減価償却費	29,126
租税公課	191,118
のれん償却費	8,190

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
研究開発費	458,000千円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
建物及び構築物	1,870千円
土地	11,450
計	13,320

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	15,272千円
組替調整額	-
税効果調整前	15,272
税効果額	4,673
その他有価証券評価差額金	10,599
その他の包括利益合計	10,599

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,488,000	-	-	5,488,000
合計	5,488,000	-	-	5,488,000
自己株式				
普通株式	48,369	4,221	1,000	51,590
合計	48,369	4,221	1,000	51,590

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,221株は、譲渡制限付株式の無償取得4,190株及び単元未満株式の買取31株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000株は、譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年1月24日 定時株主総会	普通株式	489,566	90	2019年10月31日	2020年1月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1月22日 定時株主総会	普通株式	462,094	利益剰余金	85	2020年10月31日	2021年1月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
現金及び預金	6,497,163千円
預入期間が3か月を超える 定期預金等	125,613
現金及び現金同等物	6,371,549

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにユタカインテグレーション株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入との関係は次のとおりであります。

流動資産	585,534千円
固定資産	171,099
のれん	8,190
流動負債	409,694
固定負債	75,914
株式の取得価額	279,215
現金及び現金同等物	348,915
差引：取得による収入	69,700

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に投資信託及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金は、固定金利にて調達しており、主に営業取引にかかる資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に沿って与信管理を行い、リスク低減を図っております。

また、個別に回収期日及び残高を管理し、回収期日の大幅な遅延が懸念される取引相手の早期把握を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

当連結会計年度(2020年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,497,163	6,497,163	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,111,971	3,111,971	-
(3) 投資有価証券	165,731	165,731	-
資産計	9,774,866	9,774,866	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,426,279	2,426,279	-
(2) 短期借入金	70,000	70,000	-
(3) 未払金	314,798	314,798	-
(4) 未払法人税等	483,172	483,172	-
(5) 未払消費税等	338,346	338,346	-
(6) 預り金	124,116	124,116	-
負債計	3,756,712	3,756,712	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、時価は取引金融機関が提供する時価情報をもとにしております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等及び(6) 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2020年10月31日
非上場株式	20,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,497,163	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,111,971	-	-	-
合計	9,609,134	-	-	-

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	70,000	-	-	-
合計	70,000	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(2020年10月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	35,081	17,070	18,010
債券	-	-	-
その他	127,938	56,789	71,149
小計	163,020	73,859	89,160
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	2,711	6,853	4,142
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	2,711	6,853	4,142
合計	165,731	80,712	85,018

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付制度としての退職一時金制度を設けているほか、中小企業退職金共済制度に加入しております。

当社においては、退職給付制度はありません。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	-
退職給付費用	-
退職給付の支払額	-
新規連結に伴う増加額	75,914
退職給付に係る負債の期末残高	75,914

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 - 千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額 当連結会計年度 - 千円

(注) 当社グループは、当連結会計年度が連結財務諸表の作成初年度であり、連結子会社の企業結合日(みなし取得日)を当連結会計年度末日としているため、前連結会計年度の各情報及び当連結会計年度の「退職給付に係る負債の期首残高」、「退職給付費用」、「退職給付の支払額」、「簡便法で計算した退職給付費用」、「連結子会社の確定拠出制度への要拠出額」は記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	36,822千円
前受金	33,071
未払金	1,307
減価償却費	128,855
譲渡制限付株式報酬	96,205
退職給付に係る負債	25,491
税務上の繰越欠損金	22,229
その他	13,415
繰延税金資産合計	357,400
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,581
繰延税金負債合計	8,581
繰延税金資産純額	348,819

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2020年6月22日開催の取締役会決議に基づき、ユタカインテグレーション株式会社との間で、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年8月1日付でユタカインテグレーション株式会社を子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ユタカインテグレーション株式会社
事業の内容 情報機器の企画、設計、設置、工事、運用、保守等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、経営上の基本ポリシーとして、「専門特化」「創造価値」「自主独立」を掲げ、電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの開発・販売・導入・保守を自社で一貫して事業展開しております。ユタカインテグレーション株式会社は、ネットワークソリューション事業やコンピュータ設備施工・保守サービス事業を行っている会社であります。今後、当社との連携により、医療情報システム業界における経営基盤の更なる拡充を図ることができるものと判断し、株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2020年8月1日(当連結会計年度末日をみなし取得日としております。)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 企業結合後の名称

ユタカインテグレーション株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権比率を100%所有したため、当社を取得企業としております。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得価格については、相手先の強い要望により、非公表とさせていただきますが、適切なデューデリジェンスを実施しており、公正妥当と考えられる金額にて取得することを決定しております。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

8,190千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に分配された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため、発生時に一括償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	583,367千円
固定資産	180,755千円
資産合計	764,123千円
流動負債	337,528千円
固定負債	145,914千円
負債合計	483,442千円

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結会計年度における影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	ソフトウェア (千円)	ハードウェア (千円)	保守サービス (千円)	合計 (千円)
外部顧客への 売上高	6,278,967	8,199,676	6,021,246	20,499,889

(注) 連結損益計算書におけるソフトウェア売上高は、上表のソフトウェアと保守サービスを合計したものです。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

当社グループは、医療情報システム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額は8,190千円、未償却残高はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり純資産額	4,272円70銭
1株当たり当期純利益	431円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,347,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,347,463
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,438

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	23,228,142
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	23,228,142
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	5,436

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	70,000	0.04	-
合計	-	70,000	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	-	20,499,889
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	-	-	-	3,392,433
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	-	-	-	2,347,463
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	-	431.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	-	-	-

(注)当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、各四半期の数値は記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,582,592	6,122,634
売掛金	3,181,866	3,021,976
有価証券	997,140	-
商品	285,410	501,206
仕掛品	345,583	403,699
前払費用	222,478	226,204
その他	68,861	75,191
貸倒引当金	3,161	2,997
流動資産合計	9,680,770	10,347,915
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 4,395,236	1 4,375,141
減価償却累計額	1,687,790	1,841,352
建物(純額)	2,707,446	2,533,789
構築物	132,508	132,508
減価償却累計額	67,898	76,148
構築物(純額)	64,609	56,360
工具、器具及び備品	787,243	818,900
減価償却累計額	604,393	661,614
工具、器具及び備品(純額)	182,849	157,285
土地	11,558,910	11,542,960
建設仮勘定	22,000	1,176,000
有形固定資産合計	14,535,816	15,466,395
無形固定資産		
借地権	644	630
ソフトウェア	35,092	28,247
その他	404	389
無形固定資産合計	36,140	29,267
投資その他の資産		
投資有価証券	141,055	127,938
関係会社株式	20,000	302,217
関係会社長期貸付金	34,855	23,019
長期前払費用	456,398	298,116
繰延税金資産	351,979	298,041
その他	54,569	54,015
投資その他の資産合計	1,058,858	1,103,350
固定資産合計	15,630,816	16,599,012
資産合計	25,311,586	26,946,928

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,129,372	2,213,810
未払金	585,613	296,278
未払費用	122,601	79,244
未払法人税等	611,657	482,946
未払消費税等	232,845	323,764
前受金	218,720	192,978
預り金	40,553	121,995
流動負債合計	3,941,363	3,711,018
負債合計	3,941,363	3,711,018
純資産の部		
株主資本		
資本金	847,400	847,400
資本剰余金		
資本準備金	1,010,800	1,010,800
その他資本剰余金	896,591	906,027
資本剰余金合計	1,907,391	1,916,827
利益剰余金		
利益準備金	11,735	11,735
その他利益剰余金		
別途積立金	3,900,000	3,900,000
繰越利益剰余金	14,718,829	16,584,494
利益剰余金合計	18,630,564	20,496,229
自己株式	75,111	73,924
株主資本合計	21,310,245	23,186,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,977	49,378
評価・換算差額等合計	59,977	49,378
純資産合計	21,370,222	23,235,910
負債純資産合計	25,311,586	26,946,928

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
売上高		
ソフトウェア売上高	12,941,055	12,300,213
ハードウェア売上高	9,412,501	8,199,676
売上高合計	22,353,557	20,499,889
売上原価		
ソフトウェア売上原価	8,269,303	8,242,640
ハードウェア売上原価		
商品期首たな卸高	297,832	285,410
当期商品仕入高	8,268,704	7,322,781
合計	8,566,536	7,608,191
商品期末たな卸高	285,410	501,206
ハードウェア売上原価	8,281,125	7,106,985
売上原価合計	16,550,429	15,349,625
売上総利益	5,803,127	5,150,264
販売費及び一般管理費	¹ 1,934,489	¹ 1,786,884
営業利益	3,868,638	3,363,380
営業外収益		
受取利息	1,011	488
有価証券利息	2,500	1,135
受取配当金	² 37,499	² 32,546
受取事務手数料	² 8,542	² 9,490
受取賃貸料	10,821	24,929
その他	2,590	2,084
営業外収益合計	62,965	70,675
営業外費用		
譲渡制限付株式関連費用	25,522	16,237
雑損失	132	870
営業外費用合計	25,654	17,108
経常利益	3,905,950	3,416,947
特別損失		
固定資産売却損	-	13,320
特別損失合計	-	13,320
税引前当期純利益	3,905,950	3,403,626
法人税、住民税及び事業税	1,231,875	989,784
法人税等調整額	28,668	58,611
法人税等合計	1,203,206	1,048,395
当期純利益	2,702,743	2,355,231

【ソフトウェア売上原価（製造原価）明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		6,489,098	78.7	6,653,146	80.2
外注費		32,259	0.4	53,500	0.6
経費		1,720,943	20.9	1,594,110	19.2
当期総製造費用		8,242,301	100.0	8,300,756	100.0
期首仕掛品たな卸高		372,584		345,583	
合計		8,614,886		8,646,339	
期末仕掛品たな卸高		345,583		403,699	
ソフトウェア売上原価		8,269,303		8,242,640	

(注) 原価計算は、プロジェクト別個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年11月 1日 至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	847,400	1,010,800	890,530	1,901,330	11,735	3,900,000	12,696,514	16,608,249
当期変動額								
剰余金の配当							680,427	680,427
当期純利益							2,702,743	2,702,743
自己株式の取得								
自己株式の処分			6,061	6,061				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	6,061	6,061	-	-	2,022,315	2,022,315
当期末残高	847,400	1,010,800	896,591	1,907,391	11,735	3,900,000	14,718,829	18,630,564

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	75,504	19,281,474	53,147	53,147	19,334,621
当期変動額					
剰余金の配当		680,427			680,427
当期純利益		2,702,743			2,702,743
自己株式の取得	949	949			949
自己株式の処分	1,343	7,404			7,404
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6,830	6,830	6,830
当期変動額合計	393	2,028,770	6,830	6,830	2,035,600
当期末残高	75,111	21,310,245	59,977	59,977	21,370,222

当事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	847,400	1,010,800	896,591	1,907,391	11,735	3,900,000	14,718,829	18,630,564
当期変動額								
剰余金の配当							489,566	489,566
当期純利益							2,355,231	2,355,231
自己株式の取得								
自己株式の処分			9,436	9,436				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	9,436	9,436	-	-	1,865,664	1,865,664
当期末残高	847,400	1,010,800	906,027	1,916,827	11,735	3,900,000	16,584,494	20,496,229

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	75,111	21,310,245	59,977	59,977	21,370,222
当期変動額					
剰余金の配当		489,566			489,566
当期純利益		2,355,231			2,355,231
自己株式の取得	317	317			317
自己株式の処分	1,504	10,940			10,940
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			10,599	10,599	10,599
当期変動額合計	1,186	1,876,286	10,599	10,599	1,865,687
当期末残高	73,924	23,186,532	49,378	49,378	23,235,910

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 10～45年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、借地権については契約期間に基づく定額法によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約

進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の受注契約

検収基準

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 圧縮記帳額

前事業年度(2019年10月31日)

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物9,806千円であります。

当事業年度(2020年10月31日)

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物9,806千円であります。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
従業員給与	669,340千円	745,217千円
減価償却費	32,170	29,126
租税公課	220,675	191,118
おおよその割合		
販売費	17.9%	19.5%
一般管理費	82.1	80.5

2 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
受取事務手数料	8,542千円	9,490千円
受取配当金	35,000	30,000

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2019年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 20,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 302,217千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年10月31日)	当事業年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	38,120千円	36,822千円
前受金	12,606	33,071
未払金	127,395	1,307
減価償却費	124,642	128,855
譲渡制限付株式報酬	51,265	96,205
その他	6,546	5,702
繰延税金資産合計	360,577	301,966
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	8,598	3,924
繰延税金負債合計	8,598	3,924
繰延税金資産の純額	351,979	298,041

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,395,236	-	20,095	4,375,141	1,841,352	171,332	2,533,789
構築物	132,508	-	-	132,508	76,148	8,249	56,360
工具、器具及び備品	787,243	32,966	1,309	818,900	661,614	58,530	157,285
土地	11,558,910	-	15,950	11,542,960	-	-	11,542,960
建設仮勘定	22,000	1,154,000	-	1,176,000	-	-	1,176,000
有形固定資産計	16,895,899	1,186,966	37,354	18,045,511	2,579,115	238,112	15,466,395
無形固定資産							
借地権	700	-	-	700	70	14	630
ソフトウェア	70,021	2,863	-	72,885	44,637	9,708	28,247
その他	636	-	-	636	247	15	389
無形固定資産計	71,358	2,863	-	74,222	44,955	9,737	29,267
長期前払費用	458,610	12,967	170,629	300,948	2,831	620	298,116

- (注) 1. 器具備品の主な増加額は、本社オフィスレイアウト変更や社内サーバー等の購入によるものであります。
2. 建設仮勘定の主な増加額は、新東京支社の建設によるものであります。
3. ソフトウェアの主な増加額は、開発・導入関連ソフト等の購入によるものであります。
4. 建物・土地の主な減少額は、保養所の売却によるものであります。
5. 長期前払費用の主な減少額は、譲渡制限付株式報酬によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,161	2,997	-	3,161	2,997

(注) 貸倒引当金「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	1月
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.softs.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第51期) (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日) 2020年1月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年1月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第52期第1四半期 (自 2019年11月1日 至 2020年1月31日) 2020年3月6日近畿財務局長に提出

第52期第2四半期 (自 2020年2月1日 至 2020年4月30日) 2020年6月19日近畿財務局長に提出

第52期第3四半期 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日) 2020年9月4日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2020年1月29日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年1月20日

株式会社ソフトウェア・サービス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目細 実 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトウェア・サービスの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトウェア・サービス及び連結子会社の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトウェア・サービスの2020年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソフトウェア・サービスが2020年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施

する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

株式会社ソフトウェア・サービス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目細 実 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトウェア・サービスの2019年11月1日から2020年10月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトウェア・サービスの2020年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。